

兵高教組	兵庫県高等学校教職員組合調査部
周査情報	TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com mail : honbu@hyogo-kokyoso.com
2017年9月22日	12号

人事評価・育成システム ～積極的に評価の開示を求めましょう！～

教職員（臨時的任用者を除く、今年度から再任用者も対象）は、10月1日を基準日として、校長や教頭から人事評価＝勤務評定されています。具体的には、「評価・育成シート」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階で評価されています。

高教組は、県教委と「教育の発展、教職員集団の力量の向上」のためであることを確認し、人事評価を直接賃金や昇給に使う（成績主義賃金）ことについては一定の歯止めをかけていますが、地公法改正で一段と強化された中で予断を許しません。

また、今年度から始まる再任用者への評価は、運用を注視する必要があります。

評価の標準は「B」

2015年度まで「A～E」だった評価が2016年度から「S～D」に変わりました。標準は「B」です。総合評価の基準は次の通りです。

S	極めて良好である
A	特に良好である
B	良好である（標準）
C	概ね良好であるが、一層の努力を期待する
D	問題がある

個人目標の欄は空白でもよい

2016年度から「今年1年間で重点的に取り組むこと」という欄ができました。これは、職員と面談をした上で校長が記入することになっていますが、高教組は、目標管理につながるものとして個人目標を設定することについては反対をしてきました。県教委は、この欄については空白でも構わないと言っています。

しかし、記入するのは校長です。自分の意に反した記入がされ、それに基づいた評価がされていないか、チェックする必要があります。評価の開示を求めることが、これまでにも増して重要です。

評価の開示は10/23(月)～11/10(金)

- (1) 評価・育成シートの提出（校長から県教委への提出期限） 10月20日（金）
- (2) 評価結果の開示 10月23日（月）～11月10日（金）
- (3) 苦情の申出 開示を受けた後、2週間の期間

県教委は評価を校長が教職員への「指導・助言等の参考資料」として「5年間保管」としています。教職員には評価について知る権利があり、校長は「求めがあれば、写しを交付」することになっています。そして、評価内容について、校長は説明をし、教職員を「育成」しなければなりません。

今年度から再任用者への評価が実施されます。再任用者は、原則、一年ごとに更新、任用されています。評価を通じて、不当に低い評価で再任用を辞退させようしたり、任用拒否なども危惧されます。

開示の結果、本人の意に反した低い評価の場合は、必ずその理由を校長に問い合わせましょう。それで納得がいかなければ、県教委に直接、本人からの苦情の申し立てができます。

納得がいかなければ、苦情申出を！

今年度のシート（一部分）					
様式第11号 平成 年度 教職員の評価・育成シート（高等学校・中等教育学校教諭、講師）					
所 属	学 校	氏 名	性 別	男・女	
教科（科目）		生年月日（年齢）	年	月	日（歳）
担任の有無		現任校勤務年数／在職年数	／		
校務分掌					

○職務の遂行状況に着目した評価・育成項目

項目	評価・育成の着眼点	①	②	特記事項	
学習指導等	年間学習指導計画に基づき授業を進めるとともに、生徒の学習の到達度を把握するなど適切に評価している。 生徒の学習に関する興味・関心の把握に努め、学ぶ楽しさや学習意欲の向上を図っている。 個々の生徒の理解や実態に応じた指導内容・方法の工夫を行い、生徒のニーズに応じた授業展開に努めている。 体験的・問題解決的な学習を取り入れ、生徒の主体的な学習指導が展開できるよう工夫している。				
生徒指導・進路指導等	生徒の生活背景や内面的理解に努め、共感的理解に基づく指導を適切に行っている。 命と人権を大切にし、人間的なふれあいに基づいた指導を進めている。 生徒一人一人の健康や安全に配慮した指導を行っている。 家庭・地域・関係機関等と連携した生徒指導や教育相談活動の充実に努めている。 生徒一人一人の意欲や適性を考慮し、生徒が主体的に進路選択ができるよう指導している。				
学級経営・特別活動等	学年・学級目標の実現に向けて適切な計画の実行・改善に努めている。 教室環境・学習環境等の整備に努めている。 生徒の自主的・体験的活動に適切に指導している。				
学校運営・校務の処理	学校教育目標の達成に貢献している。 校務を適切に運営している。 開かれた学校づくりを実現している。 分掌した校務を適切に運営している。			育課題の解決に取り組んでいる。	
今年1年間で重点的に取り組むこと					

総合評価（絶対評価） S A B C D

「提言シート」は強制ではない

- (1) 提出期限 10月20日（金）
- (2) 教職員への配布 9月29日（金）まで

各学校で、右のような「提言シート」が随時配られています。校長提出用と教育委員会提出用の2種類あり、基本的には「提出を強制するものではない」と県教委も指示しています。

学校名（ ）	提出日 平成 年 月 日
記入者 氏名（ ）	
学校運営に係る提言シート (教育委員会提出用)	
教育委員会に対して、校長の学校運営の充実・改善に関する提言があれば記載の上、密封して、校長に提出してください。	
項目	自由意見（提言）

「密告」で問題は解決しない。風通しの良い学校運営が大切！

県教委宛の「提言シート」は、校長を飛び越えて県教委へ「密告」するようなものです。学校運営に係る問題があれば、このような「密告」ではなく、教職員と校長が胸襟を開き直接対話して解決を図っていくべきと考えます。重大な案件で、県教委へ伝える必要があるのなら、組合が先頭に立ちます。県教委への「提言シート」は、提出すべきではないと考えていますし、どのように利用されているのか不明です。